

28年5月28日

## 丸井敬司氏 「奥州相馬氏と相馬野馬追の歴史」

### 1. 奥州相馬氏の成立

相馬氏の本領とされた下総の相馬郡は、師常の祖父千葉介常重が大治五年(一一二六年)伯父常晴の養子となって継承した所領であった。常重は相馬の所領を継承すると大治五年(一一三〇年)には、この所領を伊勢神宮に寄進し相馬御厨が成立した。しかし、この所領は下総の國司藤原親道や頼朝の父義朝、佐竹などから侵略を受け、頼朝挙兵時の治承四年(一一八〇年)には上総介広常の弟相馬常清の所領となっていた。しかし、寿永二年(一一八三年)広常が頼朝に誅殺されると再び千葉氏の所領に戻ったものである。このように相馬領が最終的に常胤の所領となると常胤はこの所領を次男の師胤(後に師常に改名)に譲ったが師胤の相馬領の入部は、簡単では無かったようで、師胤は将門の子孫とされる相馬師國の養子となって相馬姓を継承しなければ成らなかった。(相馬系図)。実際、師胤が千葉姓から相馬姓なるのは、奥州合戦であったが恐らく師胤から師常に名を変えた時期は、この時期と推定される。(以後、師胤については師常とする)

こうして千葉流相馬氏が成立するが、この相馬氏が奥州に所領を獲得したのは文治五年(一一八九年)の奥州合戦の功績に寄るものである。奥州合戦では師常の父常胤は東海道大將軍として浜通りを北上し、岩城・宇田・行方(なめかた)・亘理を制圧し、多賀城で頼朝の軍隊と合流した。この功績で常胤は頼朝より岩手の東磐井郡(一関市周辺)、三陸の気仙郡(陸前高田市)・岩城・宇田・行方(相馬、南相馬市など)の各郡を所領として与えられた。常胤はこれらの所領のうち、宇田、行方両郡を師常に継承したのである。

こうして師常は下総と奥州に広大な所領を獲得した。この所領は、師常の没後、義胤・胤綱・胤村・師胤・重胤と継承されたが、重胤の代に奥州の所領の一部を北条氏得宗家御内人であった長崎思元によって押領される事件が起こった。重胤はこの原因が、下総國相馬郡に居住していた事にあつたとして元享三年(一三二三年)四月、岡田氏、大悲山氏などと共に陸奥国行方郡に移住したとされる。また、この時、家臣八十三騎が重胤とともに奥州に移住したとされる。「陸相志」によると、この時、千葉氏一族の守護神とされる「星の宮」(妙見社)を勧請下とされる。て、奥州移住後の相馬氏は南北朝や戦国時代の争乱を乗り越え、師常より一六代目に当たる義胤は小田原の秀吉に参陣して秀吉より奥州内に四万八千七百石を安堵された。この後、慶長五年(一六〇〇年)の「関ヶ原の戦い」には、上杉氏に同調して出陣しなかつたため一時、家康によって改易されるが、義胤が隠居し、子の利胤が家督を継承して、本領安堵に奔走した結果、同年十月、宇多郡の一部、標葉郡、行方郡の所領を安堵された。この後、相馬氏は、小高城に戻り、同十六年(一六一一年)中村城(福島県相馬市)を築いて、ここに移った。以後江戸時代を通じて相馬氏は中村城を居城として六万石の大名として明治維新まで続いた。

### 2. 相馬野馬追

奥州相馬氏の所領のあつた相馬地方の伝統行事として知られているのが「相馬野馬追」である。この相馬野馬追は現在、相馬太田神社・小高神社・相馬中村神社の妙見祭の行事として行われているものである。この行事のハイライトは甲冑競馬と神旗争奪戦である。この甲冑競馬については本来、相馬氏の本家に当たる千葉の妙見宮の祭礼の際行われた神事である。戦国連歌師で有名な飯尾宗祇の弟子柴屋軒宋長(さいおくけんそうちょう)が著した「東路の津登(つと)」には「千葉の崇神の弟子柴屋軒宋長(さいおくけんそうちょう)が著した「東路の津登(つと)」には「千葉の崇神妙見の祭礼とて、三百疋の早馬を見物也」とある。この記録から甲冑競馬の原型は千葉庄の妙見祭における早馬で、これが下総の相馬地方に伝わり、更に奥州に伝わったものと考えられる

さて相馬地方では、この行事の起源は、相馬氏の先祖である平将門が領内の下総國相馬郡小金原(現在の松戸市)に野生馬を放し、敵兵に見立てて軍事訓練をした事に始まると云われている。相馬氏は千葉から相馬御厨に移住した後も、この行事を妙見信仰の神事という名目で続けていたが、明治になるとこの行事は一時消滅した。しかし、原町の相馬太田神社が中心になって野馬追祭の再興図り、明治十一年(一八七八年)には内務省の許可が得られ野馬追が復活した。





